

■プログラム利用について

（基本的な考え方）

- ・公園内で行われるプログラム活動（以下：活動）は、当面は全て、審議会に諮る。
- ・将来的には、ルールに基づき、事務局にて運用していく。
- ・ただし、活動結果は審議会にて検証を行い、新たなルールづくり等に反映させていく。

（範囲）

- ・中地区 未開放地区を除く区域：開放エリア、利用調整エリア

（活動の分類）

- ・樹木植栽、伐採、土地の改変など公園の環境に影響を与える行為は、大阪府とパーククラブのみが実施する。
※ただし、大阪府、パーククラブ主催のプログラム内での行為を除く
- ・公園の環境に影響を与えない行為（着色部分）については、下記のフローのとおりとする。

| | |
|--|---|
| <p>○樹木植栽・伐採・土地の改変など公園の環境に影響を与える行為</p> <p>⇒大阪府とパーククラブのみが実施</p> <p>※ただし、大阪府、パーククラブ主催のプログラム内での行為を除く</p> <p>・園路づくり ・竹林間伐体験 など</p> | <p>○その他、影響を与えない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会 ・森の音楽会 ・星空観察会 など |
|--|---|

○確認ポイント

・開放初期段階では、利用団体数を含め不確定な要素が多く、また、さらなる効果検証をみずえた開放であることをふまえ、全て審議会案件とする。

※参考

・「有馬富士公園 夢プログラム」では、ルールづくりは協議会で行い、採択権限は、当初より管理事務所に移管されている。

・ただし、全ての活動について、協議会への報告を行っている。

（事務フロー）

○任意の団体

- ・所定の企画書を管理事務所へ提出
- ①団体名 ②代表者 ③活動人数 ④活動内容 ⑤活動場所
- ⑥活動期間・頻度 ⑦他公園での活動実績

○事務局

- ・記載内容の確認、チェック
- ・原則として、全ての案件を審議会へ諮問
- ・申請時期の周知

○審議会 6回/年

- ・案件の審議、調整、助言を行う。
- ～視点～
- ①公園のテーマ、理念、方針との整合 ②環境への負荷 ③公共性の有無 など

○確認ポイント2

・一定の区画を他団体に貸し出す場合であっても、「樹木植栽・伐採・土地の改変などの行為」については許可を与えず、大阪府とパーククラブのみの権限とする。

承認・調整・助言

・プログラム実施

※内容によっては、大阪府と覚書を締結

報告

・検証、新たなルール見直し など